

高速横浜環状北線事業予定地から検出された P C B 等有害物質の処理状況について

首都高速道路株式会社が工事を実施している横浜環状北線の事業予定地から有害物質が検出されたことについて、現地での処理完了の目途が立ちましたので報告します。



図 1 位置図

1 処理状況

平成 24 年 3 月の有害物質検出後、追加調査を実施し、調査結果に基づき、工事施行範囲の汚染物除去を行っています。

油分が付着したドラム缶片等の廃棄物及び除去作業に使用した防護服等を P C B 廃棄物として、ステンレス製のドラム缶などで密封し、現地で保管・管理するとともに、汚染土壌については、掘削が完了したのから順次処分を行っています。現地での除去作業は、5 月中には完了する見込みです。

表 1 P C B 廃棄物及び汚染土壌の数量(見込み)

項目		数量(m3)
P C B 廃棄物		
	P C B を含んだ油分が付着したドラム缶片等金属	180
	除去作業に使用した防護服、保護マスクフィルター等	10
	合計	190
汚染土壌		
	P C B を含む汚染土壌	1,300
	その他汚染土壌	600
	合計	1,900

裏面あり



写真1 有害物質検出箇所全景



写真2 PCB廃棄物保管状況

<参考1> 有害物質の調査結果

表2 平成24年3月に検出された有害物質の調査結果

検出物質	調査結果	環境基準値※
土壌溶出量 (PCB) (mg/L)	0.0098	不検出
土壌溶出量 (鉛及びその化合物) (mg/L)	0.017	0.01 以下
土壌溶出量 (ジクロロメタン) (mg/L)	8.7	0.02 以下
土壌溶出量 (1,2-ジクロロエタン) (mg/L)	1	0.004 以下
土壌溶出量 (シス-1,2-ジクロロエチレン) (mg/L)	0.65	0.04 以下
土壌溶出量 (トリクロロエチレン) (mg/L)	16	0.03 以下
土壌溶出量 (テトラクロロエチレン) (mg/L)	1.7	0.01 以下
土壌溶出量 (ベンゼン) (mg/L)	1.4	0.01 以下

※環境基準値 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)により定められた環境上の条件

<参考2> PCB廃棄物の対応フロー

